

# 最近の管内情勢について

いわき労働基準監督署署長 伊藤 克義

八幡会長はじめ会員の皆様には、日頃から当署の行政の推進にご理解とご協力を頂いておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、いわき地区は人手不足感が強まっており、各企業は人材を確保するために、魅力ある職場づくりに努めなければならない状況となっています。

昨年、働き方改革関連法案が成立し、4月には一部の法律が施行されています。

労働者の健康に障害を及ぼすような長時間労働を解消するため、時間外労働に上限規制が設けられました。また、年次有給休暇の年5日取得も事業主に義務付けられました。

特に年休の取得については、10日以上付与される労働者に対し、各労働者の希望を聞き、時季を指定して、必ず5日以上取得させなければなりません。そのための管理簿の作成、保存も必要です。年休の取得については、労使共にこれまでの考えを改め、取得促進を図らなければなりません。

いわき労基署では、従来の監督指導とは別に、働き方改革の法改正等について、職員が直接事業場を訪問してご説明する取り組みを行っています。昨年度は200件近く訪問しましたが、今年度は更に多くの事業場を訪問することとしていますので、ご活用ください。また、不明な点はお問い合わせください。

昨年は第13次労働災害防止対策の初年にあたり、皆様には目標達成に向けた取り組みをお願いしたところですが、残念ながら平成30年の労働災害（休業4日以上）は、福島労働局全体では

前年比10.8%、いわき署管内では前年比15.3%の増加となりました。特に商業や接客娯楽業等の第三次産業での増加が著しく、事故の型では転倒災害が多くを占めています。

転倒災害防止のため、工事現場、工場内だけではなく、事務所内についても危険個所の点検を実施し、通路の段差解消等の対策をお願いいたします。

特に階段を降りる際に最後の2、3段を踏み外して転倒する災害が数件発生しています。階段を利用する際は、手すりを掴む、両手に荷物を持たない、急がない等の対応を周知してください。

製造業では、機械に挟まれ、巻き込まれて重篤な災害が発生しています。リスクアセスメントの取り組みが形骸化していないか、基本に戻って、危険個所の洗い出しを行ってください。各企業が魅力ある職場になるためには、労働災害を発生させないことが大前提になります。

当署では、働く方々の健康や安全を守るため、職員一同全力で取り組んで参りますので、今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

